

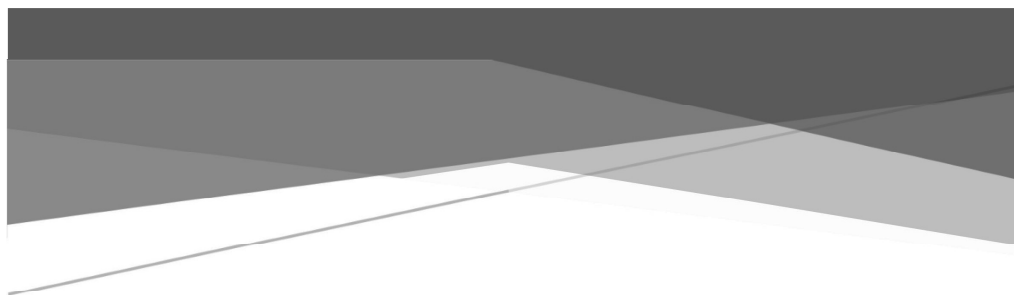
## セルズアカデミー オリジナルテキスト

---

合格に必要な情報がしっかり盛り込まれた社労士受験専用のオリジナルテキストを使用して講義をしていきます。

項目ごとに Hop、Step、Jump と基本から応用までを段階的に学習できるように構成されている学習しやすいテキストです。

テキストは全5巻となり、1巻(労働基準法・労働安全衛生法)、2巻(労働者災害補償保険法・雇用保5険法)、3巻(労働保険徴収法・健康保険法)、4巻(国民年金法、厚生年金保険法)の8科目分を10月下旬に配本し、5巻(労働保険一般常識・社会保険一般常識)の2科目分は5月下旬に配本予定です。



# 労働基準法

社会保険労務士講座テキスト



# 第1章 総則

---

## 第1節 労働条件の原則等

### 1. 労働条件の原則(法1条)

- |  |
|--|
| <p>(1) 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。</p> <p>(2) 労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。</p> |
|--|

#### Hop!

1. 昭和22年(1947)4月7日に労働基準法(以下「労基法」という。)が公布され、同年9月1日に大部分の規定が施行され、11月1日には残りの部分が施行された。
2. 本条(1)は、労働者に人間として価値ある生活を営む必要を満たすべき労働条件を保障することを宣明した**労働憲章**的な規定であり、国民の生存権保障を明確にした**日本国憲法第25条第1項**※と、その趣旨を同じくするものである。  
※「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」
3. 本条(2)においては、本法の定める労働条件の基準が最低のものであることを述べるとともに、労使当事者がこの法律の基準を理由として労働条件を引き下げてはならず、むしろその向上を図るべく努力することを義務づけている。

#### Step!!

4. 「労働条件」とは、賃金、労働時間等のほか、**解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎の施設等**を含む労働者の職場における**すべての待遇**のことである。(昭和63.3.14基発150号)
5. 「労働関係の当事者」とは、使用者及び労働者のほかに、それぞれの団体、すなわち**使用者団体と労働組合も含まれる**。
6. 労基法に規定があることを主たる理由として、労働条件を低下させることは本条に違反するが、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由がある場合は、本条に抵触するものではない。(昭和63.3.14基発150号)

7. 本条は、基本理念を宣言した規定であり、この規定の違反については、**罰則の定めはない。**

## 2. 労働条件の決定(法2条)

- (1) 労働条件は、労働者と使用者が、**対等の立場**において決定すべきものである。
- (2) 労働者及び使用者は、**労働協約、就業規則及び労働契約**を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

### Hop!

1. 労働者と使用者は平等であり、そのうえに自由な契約が成立するのが本来の姿である。しかし、現実には両者間に力の差があるため、本条は、法律で強制的に基準を設定し、両者の力関係の不平等を解決しようとしたものである。

### Step!!

2. 「**労働協約**」とは、労働組合と使用者又はその団体との間に結ばれる労働条件その他に関する協定のことである。その効力は書面に作成し、両当事者が署名又は記名押印することで発生する。(昭和 29. 1. 19 労収 5 号)
3. 「**就業規則**」とは、労働者が就業上守るべき規律、賃金、労働時間、労働条件に関する具体的内容について、使用者が定めた規則のことをいう。
4. 「**労働契約**」とは、個々の労働者が使用者と一定の労働条件の下で自己の労働を提供する契約のことをいう。
5. 本条(2)の義務違反については、**罰則の定めはない。**

### Jump!!!

6. 本条は、労働条件の決定及びこれに伴う両当事者の義務に関する一般的原則を宣言する規定であるにとどまり、監督機関はこの一般的原則を具体的に適用すべき責務を負う機関ではない。このため、労働協約、就業規則又は労働契約の履行に関する争いについては、それが労基法各本条の規定に抵触するものでない限り、監督権行使に類する積極的な措置をなすべきものではなく、当事者間の交渉により、又はあつせん、調停、仲裁等の紛争処理機関等において処理されるべきものである。(昭和 23. 7. 13 基発 1016 号・昭和 63. 3. 14 基発 150 号)